

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 4 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和元年 11 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

一般社団法人平戸観光協会

第 2 監査の期間

令和元年 8 月 26 日 (月)、27 日 (火)

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等 (指定管理者)
監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の、管理事業に関する出納その他の事務の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係者から説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し実施した。

- ① 施設は関係法令 (条例を含む) の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
- ④ 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の事業のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、所管課にあっては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては、所管課の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 平成29年度平戸市観光活性化支援（世界遺産等旅行商品造成費用補助）事業補助金について

本補助金は、外国人観光客及び世界遺産候補地等を活用した観光客の誘致を目的に新たな旅行商品の造成を支援するもので、当初計画では平成29年6月1日から平成30年2月28日までの期間を対象に、宿泊客5,000人の誘客を目標とするものであった。

所管課である観光課と協議をしながら事業実施に取り組んでいたものの、対象期間を平成30年3月31日まで延長する変更申請書が提出されたのが、対象期間満了から約1ヶ月を経過した平成30年3月30日であったため、変更申請は対象期間満了前に行うべきである。今後は、所管課と協議を行い適切な時期に変更申請を行うなど適正な事務の執行に努めていただきたい。

また、補助金の申請から交付までの事務処理において、宿泊業者と旅行会社が宿泊者の目標数値等を含めて協議を行い、宿泊業者が補助金の申請者となり、実績報告等も行う一方で、補助金は、商品を造成した旅行会社へ交付する制度となっている。

本来であれば、補助金の受領者である旅行会社が申請、実績報告等も行うべきである。制度設計においては、申請者と受領者間の事務手続きに関する委任状等を整備するなど、両者の関係を明確にしておくことが必要であったと思われるので、今後、同様の事業の制度設計に当たっては検討していただきたい。

第6 むすび

一般社団法人平戸観光協会は、市からの補助事業、受託事業を通して観光客の誘致、観光案内、観光情報の発信、イベントによる広報宣伝活動など「平戸」ブランドを生かした事業を展開しており、観光行政の推進にとっては欠かせない大きな役割を担っている。

一方、民間事業者として民間力を活かした観光振興も期待されており、そのための自主財源の確保や会員への情報提供、助言指導などに取り組んでいるが、ふるさと納税返礼品販売収益の減収や高齢化、後継者不足によ

る会員の減少などの課題も浮き彫りになっている。

平成 29 年度及び平成 30 年度で取り組んだ外国人観光客や個人客をターゲットとした公共交通機関等利用促進事業は、本市の知名度アップや宿泊者の増加に繋がっており、当事業の有効性は宿泊事業者からの評価も高い。当事業での平成 29 年度の県別来訪者数を見ると東京、福岡、長崎の順となっているが、平成 30 年度における広告宣伝費では、3,242,000 円のうち、地元長崎のテレビやラジオを媒体とした広告費に 1,246,000 円を支出しており、来訪者の状況を考慮すると県外への更なる経済的・効果的な広報宣伝活動に努められたい。

現在、平戸観光協会では、新たな魅力を掘り起こし、商品開発やツアーの企画に取り組むだけでなく、地域が一体となって平戸ブランドのコンセプトを共有し、戦略を立てていく環境づくりや地域に人を呼び地域の稼ぐ力を発揮させるための推進母体となる組織として平戸版DMOの立上げを目指している。平戸観光協会は、このDMOの中心的な役割を担うことが期待されており、専門家を招へいし、令和元年度のDMO候補法人への登録申請を経て令和 2 年度の正式登録に向け準備を進めている。そのためには、行政においても、所管の観光課ばかりでなく、関係部署による横断的な連携による支援が必要と考える。

結びに、近年の観光事業は、従来の宿泊業や飲食、物販業に加え、地域住民の域外への流出を防ぎ、地域を訪れた観光客の定住促進に繋がるよう、地域の自然、歴史、文化などの資源を生かした地域づくりに結びつける方向にある。また、観光を取り巻く環境は SNS などのソーシャルメディアを活用した情報収集や観光客のニーズの多様化がさらに進んでおり、柔軟な対応が求められていることから平戸観光協会の重要性は増している。今後とも行政との連携を深め、さらなる地域観光の振興に資することを望みます。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。